



# 内務省特報



## 事變下に於ける選舉肅正運動に就いて

### 内務省地方局

はし が き

選舉肅正運動は、昭和十年の府縣會議員總選舉に際し、官民一致協力の下に全國的運動として提唱せられ、爾來衆議院議員總選舉、市町村會議員總選舉等に於ても年一年と活潑なる運動が展開せられたのである。

今選舉肅正運動の過去を顧みるに、選舉取締の嚴正と相俟つて、多年選舉界の痛とも稱せられたる、投票の買収、

選舉ブローカーの横行等の如き惡質犯罪の激減を見たる

等、消極的效果は大に觀るべきものがあつた。しかしなが

ら憲政の發達に寄與し、憲政有終の美を誇るが如き選舉を

行ひ、自治の立派なる運営を爲し自治を振興すると云ふが

如き積極的效果に至りては尙未だ遺憾の點が尠からぬので

ある。勿論地方個々の事實に見るときは愛市愛郷運動の活

潑なる展開を見、腐敗し紊亂せる市町村政を明朗化し、市

町村政の建直しに邁進せる實例を生み、而かも各地に斯くの如き氣運の醸成せられつゝあることは洵に喜ばしき現象と云はねばならぬ。

斯くの如くして、選舉界に於ける現状は、未だ肅正運動終局の目的を達する程度に至らず、國民の政治的自覺の透徹は、今後一段と不斷の努力を必要とする状態に鑑みて、今秋大多數の府縣に行はるべき府縣會議員總選舉に當りては、一層選舉肅正の趣旨を徹底し、事變下に於ける國民奉公の誠を致さしむべきは勿論、過去五ヶ年間に於ける肅正運動の仕上げを爲し、自治の振興を圖り、國運進暢に寄與すべきである。

### 事變下に於ける肅正運動の基調

事變下に執行さるべき府縣會議員選舉を目標として行ふ選舉肅正運動は、如何なる點にその基調を置くべきであるか、或者は此の時局下に於て選舉肅正の不必要なるを唱へ、殊に甚しきは選舉肅正を強調すべき側に於ても、それが不用意か、或は世に迎合せんとする謬りたる考よりか、

同様の言を爲すものありと聞くのであるが、斯くの如きは選舉肅正の趣旨を履き違ひ、時局の認識を缺くも甚しきものと云ふべきで、切に自重を望むものである。事變下の選舉肅正運動は左の各項の趣旨を徹底して國民の自覺奮起を促すを以て適當と考へられる。

一、長期戰總力戰下に於ては、特に國內政治力の強化を必要とするのであるが、政治力の強化は一君萬民、官民協力の政治形態たる立憲政治の強化、地方自治の振興に俟つべきこと。

二、國防と參政とは日本臣民の二大義務であるが、選舉は即ち 天皇の大政を翼賛し奉る臣民道の實踐の機會であること。

三、出征將士が身命を賭して、勇戰奮闘しつゝあるとき、銃後に於て、縲紲の辱めをうくるものあらば、前線の士氣に影響を及ぼすところ尠からざるのみならず、銃後を護る國民として申譯のなき次第である。銃後に一人の違反者も出さぬことが國民の責務であること。

四、國力の總動員とは、物的、人的資源の動員を意味する。銃後の護を固め、郷土を振興せしむるには、人材を擧げて政治の衝に當らしむることが肝要である、此の見地より選舉は人材の總動員であることの趣旨を強調すべき要あること。

五、今次の選舉肅正運動は國民精神總動員運動と緊密なる連絡を採り其の一翼として展開すべきであること。

#### 今秋の府縣會議員總選舉に對する肅正運動の目標

前述の基調に依りて事變下に於ける選舉肅正の趣旨を徹底すると共に、今秋の府縣會議員總選舉を目標としての肅正運動は、從來實施せる方策を勘考し、地方の實情と銃後各般の關係を稽へ最も適切有效と認むる方法に依り實施せらるべきは勿論であるが、左記各項に留意して其の效果の顯揚を圖るを適當と考へる。

一、府縣民をして、益々愛郷心を昂からしめ、以て選舉に對する理解と關心とを深からしむるが爲には、其の府縣の一般情勢の周知徹底を圖ること。

本項具體的方法として、講演會等の機會に周知すべきは勿論であるが、選舉肅正中央聯盟の發行する選舉肅正時報の特輯號を發行し當該府縣版に於て府縣政の一般を知らしむる方法も適當と考へられる。

二、指導者階級及公民の中堅たる壯年層の自覺と率先奮起を促すことが肅正趣旨を徹底し其の積極的效果を擧ぐるに極めて適切である、之が具體的方法としては曩に全國をプロックに分け開催したる選舉肅正中央聯盟主催の自治振興協議會等の如きを府縣内各郡又は更に郡を分けて開催することが適當である。

三、事變下に於ける選舉は選舉民をして肅正の實を擧げ銃後國民の本分を完ふせしむると共に、選舉運動關係者に對しても自肅自戒を促し時局に適はしき選舉を具現せしむること、殊に物資竝に勞力需給の國策に順應する爲め、ガソリン、印刷物、立看板等の節約を圖る爲最善の工夫を爲すべき様考慮を促すこと。

四、府縣選舉肅正委員會の機能を十分に發揮せしむると共

に市町村に於ける選舉肅正委員又は市町村振興委員會等の活動を促すこと。

五、市町村に於ける部落會、町内會、隣保班等の實踐網の活動を促すこと。

六、其の他言論機關、婦人團體の協力、實業組合、職場内等に於ける懇談會、映畫、紙芝居等の利用を圖ること。

む す び

要之時局に際し地方行政の運営を圓滑にして、愈々自治の振興を圖り以て國運進暢に寄與するは最も緊要にして、之が爲には、今回の府縣會議員總選舉をして萬民輔翼の臣民道實踐の機たらしむべく銃後國民の意氣を示し、選舉犯罪の根絶、棄權の防止に努め以て自由公正なる選舉を顯現せしむるやう、官民一致協力して選舉肅正の趣旨を貫徹するやう、活潑なる運動の展開を切望して已まぬ次第である。

府縣會議員總選舉期日一覽

府縣名	期日	府縣名	期日
青森	昭和一四、九、二五	岩手	昭和一四、九、二四

宮城	昭和一四、九、二五	秋田	昭和一四、九、二五
山形	一四、九、二五	福島	一四、九、二五
茨城	一四、九、二五	栃木	一四、九、二五
群馬	一四、九、二五	埼玉	一五、一、二五
千葉	一五、一、二〇	新潟	一四、九、二五
富山	一四、九、二五	石川	一四、九、二四
福井	一四、九、二二	山梨	一四、一〇、六
長野	一四、九、二七	岐阜	一四、九、二五
静岡	一四、一〇、一四	愛知	一四、九、二五
三重	一四、一〇、九	滋賀	一四、九、二三
京都	一四、九、二五	大阪	一四、九、二五
兵庫	一四、九、二五	奈良	一四、九、二五
和歌山	一四、一〇、五	鳥取	一四、九、二一
岡山	一四、九、二六	廣島	一四、九、二五
山口	一四、一〇、五	徳島	一四、一〇、一〇
香川	一四、九、二五	愛媛	一四、九、二五
高知	一四、一〇、五	福岡	一四、九、二三
長崎	一四、九、二五	熊本	一四、一〇、五
大分	一四、九、二五	宮崎	一四、九、二五
鹿兒島	一四、九、二五		